

こ支家第 198 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長

離婚前後親支援事業の実施について

標記について、別紙のとおり「離婚前後親支援事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

本通知の施行に伴い、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年 6 月 26 日付け子発 0626 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）は、廃止する。

別紙

離婚前後親支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後もこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもの養育やこどもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供することにより、養育費の支払いや親子交流に関する取り決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭に対する各種支援に関する情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭のこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人等事業を適切に実施できる者に委託することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後においてこどもと別居している親及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

(1) 事業内容

都道府県等は、次の①及び②の支援又は③の支援若しくは①から③の全てを実施するものとする。

① 親支援講座

ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後におけるこどもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや親子交流に関する取り決め方法、こどもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、

当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。

② ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。

③ 養育費及び親子交流（以下「養育費等」という。）の履行確保等に資する事業

養育費等の履行確保等に資するものとして考えられる以下のアからケまでの支援を、地域の実情に応じて実施するものとするが、効果的なものとなるよう2つ以上の支援を組み合わせることが望ましい。

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化

戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など、ひとり親担当部署と連携を図る。

イ 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別のヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

ウ 公正証書等による債務名義の取得支援

公正証書等による債務名義を取得するための費用等の支援を行う。

エ 戸籍抄本等の書類取得支援

家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得に係る支援を行う。

オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

自治体等の窓口等に弁護士を配置し、養育費等に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援

保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料の費用支援を行う。

キ 裁判外紛争解決手続き（ADR）等を利用し調停に係る費用への支援

裁判外紛争解決手続き（ADR）やオンラインADR（ODR）等を利用した調停に係る費用への支援を行う。

ク 弁護士依頼支援

養育費の受取に係る弁護士費用の支援を行う。なお、支援の対象費用は、養育費の受取り開始後1年間分に限る。

ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

アからクまでのほか、養育費や親子交流の履行確保等に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

先駆的な取組を実施する場合は、別紙様式にて、こども家庭庁に事業計画書を提出すること。なお、前年度と同内容を実施する場合は、事業計画書の提出は省略可とする。

(2) 実施方法

- ① 都道府県等は、親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ討議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。
- ② 親支援講座の実施にあたっては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支援を実施している民間団体等（以下「有識者」という。）に協力を依頼するなどし、講義やグループ討議の進行を適切に行うことができる者を選任するとともに、グループ討議を実施する場合には、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行うものとする。

受講後は、受講者に対し、親支援講座を知ったきっかけや親支援講座の満足度などについてアンケート調査を行うことが望ましい。

- ③ ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供の実施にあたっては、支援施策の内容や相談窓口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できるようにすること。

また、SNSの活用などひとり親家庭等が情報を入手しやすい環境整備を検討すること。

- ④ 養育費等の履行確保等に資する事業の実施にあたっては、あらかじめ有識者から意見を聴取するなどし、養育費等の取り決めや支払の履行確保等に効果的と考えられる支援を、地域の実情に応じて実施するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを講じること。

また、支援対象者の養育費等の取り決めの状況や履行状況等を把握

するとともに、支援を受けたことによる改善状況又は改善に至らなかった理由等の分析を行うこと。

5 留意事項

(1) 個人情報の管理について

都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

また、受講者から具体的な支援に関する相談があった場合には、効果的・効率的な支援の実施のため、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、受講者から同意を得た上で、関係者間で情報の共有を行うこと。

なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、これらの個人情報の取扱いについて、委託先との契約において定めること。

(2) 実施に当たっての配慮について

親支援講座の実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

6 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

こども家庭庁支援局長

(自治体名)

令和〇〇年度 離婚前後親支援事業に関する事業計画書

1. 事業概要

(実施する支援内容を具体的に記載)

2. 事業実施にあたり考慮した内容

(有識者の意見、地域の実情など具体的に記載)

3. 期待される効果

4. 開始時期